特定非営利活動法人 ＯＷＳ
定　款

特定非営利活動法人　ＯＷＳ 定款

第１章　総則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ＯＷＳという。また、その英文名は、The Oceanic Wildlife Society とする。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

（目　的）

第３条　この法人は、国内外の海洋域における自然環境及び生物とその生態系について科学的な調査・研究を行い、その結果得られた情報・成果の有用な活用とその自然環境の維持・保全を目的とした活動をもって、地域社会に貢献するとともに、広く一般市民に対して環境保護意識の普及・啓蒙を図ることを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) 国際協力の活動

（事　業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するために、次に掲げる特定非営利活動に関わる事業を行う。

(1) 海洋域の自然環境・生物・生態系の調査・研究事業
(2) 海洋域の自然環境・生物・生態系の維持・保全事業
(3) 海洋域の自然環境・生物・生態系の観察指導と解説に関する事業
(4) 海洋域の自然環境・生物・生態系の観察指導員及び調査員の派遣事業
(5) 海洋域の自然環境・生物・生態系に関する情報の活用に関する事業
(6) 前各号に付随する事業及び活動

第２章　会員

（会員の種別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」

という）上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人でこの法人を構成する者

(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体

(3) 特別会員　この法人に功労のあった個人で理事会の議決をもって推薦された者

（入　会）

第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

２．会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

３．代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４．代表理事は、第２項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

５．特別会員は、特段の入会の手続を要せず理事会の推薦に対する本人の承諾をもって入会とする。

（入会金及び会費）

第８条　正会員、賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退　会）

第９条　会員は、代表理事が別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

（会員の資格喪失）

第10条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3) １年以上の会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（除　名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款及び付則する規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

第３章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　５人以上１０人以内

(2) 監事　１人または２人

２．理事のうち、１人を代表理事、２人以内を副代表理事とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

２．理事及び監事は、正会員あるいは特別会員から選任し、代表理事及び副代表理事は理事の互選とする。

３．役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４．法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５．監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

（職　務）

第15条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２．副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３．理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４．監事は、次の職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。但し、再任を妨げない。

２．前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３．補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者または現任者の残存期間とする。

4．役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事または監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の３分の２以上の多数による議決をもって解任することができる。この場合、その役員に対して、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（報酬等）

第19条　役員は無給とする。但し、総会の議決を経て、役員総数の３分の１以下の範囲内で　報酬を受けることができる。

2．前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会　長）

第20条　この法人に、会長を１名置くことができる。

2．会長は、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱するものとし、この会の象徴的中心として調査研究活動を指導する。

3．会長は、この会の業務の執行について、一切の責任を負わない。

（顧　問）

第21条　この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2．顧問は、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱するものとし、この会の運営に関する重要な事項について、理事会の諮問に応ずる。

（職　員）

第22条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2．職員は、代表理事が任免する。

第４章　総会

（種　別）

第23条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構　成）
第24条　総会は、正会員をもって構成する。

（権　能）
第25条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 会員の除名
(4) 事業計画及び予算並びにその変更
(5) 事業報告及び決算
(6) 役員の選任及び解任
(7) 役員の職務及び報酬
(8) 入会金及び会費の額
(9) 資産の管理の方法
(10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第５３条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(11) 解散における残余財産の帰属
(12) 事務局の組織及び運営
(13) その他運営に関する重要事項

（開　催）
第26条　通常総会は、毎年度１回開催する。
２．臨時総会は、以下の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
(2) 正会員の５分の１以上から会議の目的を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
(3) 第１５条第４項第４号により、監事から招集の請求があったとき

（招　集）
第27条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。
２．代表理事は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３．総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または、電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議　長）
第28条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第29条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議　決）

第30条　総会における議決事項は、第２７条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２．総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第31条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２．止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３．前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

４．総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第32条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者ある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

３．前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または、電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章　理事会

（構　成）

第33条　理事会は、理事をもって構成する。

（権　能）

第34条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）

第35条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招　集）

第36条　理事会は、代表理事が招集する。

２．代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。

３．理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（議　長）

第37条　理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

（議　決）

第38条　理事会における議決事項は、第３６条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２．理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第39条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２．止むを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

３．前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４．理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第40条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　部会及び専門委員会

（部会及び専門委員会）
第41条　この法人は、第５条の事業を遂行するために、部会または専門委員会を設けることができる。
２．部会または専門委員会の設置に関する規則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第42条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

（資産の区分）
第43条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種のみとする。

（資産の管理）
第44条　この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）
第45条　この法人の会計は、法第２７条に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第46条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種のみとする。

（事業計画及び予算）

第47条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第48条　前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ収入支出をすることができる。

２．前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第49条　予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２．予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第50条　予算作成後に止むを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第51条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２．決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第52条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月末日に終わる。

（臨機の措置）

第53条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第54条　この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の

多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

２．この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解　散）

第55条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

２．前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３．第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の処分）

第56条　この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げるもののうち、目的を同じくする他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合　併）

第57条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第58条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第１０章　雑則

（細則）

第59条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附　則

１．この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２．この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	横山耕作
副理事長	倉田洋二
専務理事	山崎　繁
理事	高砂淳二
理事	武本匡弘
理事	田畑政己
理事	福田秀人
理事	矢田　誠
監事	吉岡宏治

３．この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から就任後第１回目の通常総会の終結時までとする。

４．この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４７条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５．この法人の設立当初の事業年度は、第５２条の規定にかかわらず、成立の日から平成１２年３月末日までとする。

６．この法人の入会金及び年会費は、第８条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 正会員　入会金　10,000円　年会費　12,000円

(2) 普通会員　入会金　なし　年会費　下記より選択
6,000円・12,000円・24,000円・36,000円・48,000円

(3) 賛助会員　入会金　なし　年会費　１口　50,000円　１口以上

附　則　この定款は、平成１６年３月１日から施行する。

附　則　この定款は、平成１７年６月１日から施行する。

附　則　この定款は、平成１７年１０月２２日から施行する。

附　則　この定款は、平成２５年１１月１８日から施行する。

附　則　この定款は、平成２６年３月２７日から施行する。

附　則　この定款は、令和６年５月２８日から施行する。



